

第4-(5)号様式

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課税標準額	①	円 000	円 000	円 000	円 ※付表1-1の①X欄へ 000
課税資産の譲渡等の対価の額	①・1	※第二表の②欄へ			
	①・2	※①・2欄は、			
特定課税仕入れに係る支払対価の額	②	※第二表の			
消費税額	②	(付表2-2の			
控除過大調整税額	③	(付表2-2の			
控除	控除対象仕入税額	④			
	返還等対価に係る税額	⑤			
	⑤・1	⑤・1			
	⑤・2	⑤・2			
貸倒れに係る税額	⑥	※⑤・2欄は			
	⑥				
控除税額小計	⑦	(④+⑤+⑥)			
控除不足還付税額	⑧	(⑦-②-③)			※①B欄へ ※①C欄へ ※付表1-1の⑧X欄へ
差引税額	⑨	(②+③-⑦)			※①B欄へ ※①C欄へ ※付表1-1の⑨X欄へ
合計差引税額	⑩	(⑨-⑧)			
標準方消費税の課税標準額	控除不足還付税額	⑪	(⑧B欄の金額)	(⑧C欄の金額)	※付表1-1の⑪X欄へ
	差引税額	⑫	(⑨B欄の金額)	(⑨C欄の金額)	※付表1-1の⑫X欄へ
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額	⑬	(⑫-⑪)			※第二表の②欄へ ※第二表の②欄へ ※付表1-1の⑬X欄へ
譲渡割額	還付額	⑭	(⑪B欄×25/100)	(⑪C欄×17/63)	※付表1-1の⑭X欄へ
	納税額	⑮	(⑫B欄×25/100)	(⑫C欄×17/63)	※付表1-1の⑮X欄へ
合計差引譲渡割額	⑯	(⑮-⑭)			

【No.52】 令和5年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額（売上税額）について、②のA欄、B欄、C欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）について、付表2-2⑩のA欄、B欄、C欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割戻し計算）により計算していませんか。

【No.55】 ⑥X欄は、⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。
また、不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。